

審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第2条第1項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項 (許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第2条、第3条 (質屋の許可の申請) 第3条の2 (心身の故障により業務を適正に行うことができない者)
審 査 基 準 : 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :